

春日井電気株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2023年5月1日 ～ 2028年4月30日

2. 目標と取組内容・実施時期

〈目標1〉

育児休業等を取得しやすい環境づくりとして、育休取得予定者に育休復帰支援を行い、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

〈取組内容〉

- 2023年6月～ 全社員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除等について周知する。
- 2023年10月～ 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため管理職研修を行う。
- 2024年10月～ 育児休業復帰後の相談窓口の設置を行う。
- 2025年4月～ 育児休業後に従業員が復帰しやすくするため、休業中の従業員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入する。

〈目標2〉

社員の年次有給休暇の取得を促進する。具体的には行動計画期間内において、年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

〈取組内容〉

- 2023年5月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、月1回の会議で管理職に取得率向上を呼び掛ける。
- 2023年11月～ 全従業員の業務量を把握し必要に応じて削減等を行い、計画的な取得を呼びかけ、会社全体の有給休暇取得率向上につなげる。
- 2024年11月～ 年次有給休暇の取得の目標を社内周知し、各従業員において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 2025年9月～ 有給休暇の取得率が低い管理職とその部下全員に、社長が面談を実施し、原因究明を行い、対応策を考える。